

| ページ | 該当箇所       | 誤   | 正  | 更新年月 |
|-----|------------|---|--|------|
| 151 | 4 相続債務との関係 | 相続分の指定があった場合には、共同相続人は特段の事情がない限り、指定相続分の割合に応じて相続債務を承継することになる(902条の2本文)[平5-20-5]。同条では、 | 相続分の指定があった場合には、共同相続人は特段の事情がない限り、指定相続分の割合に応じて相続債務を承継することになる(最判平21.3.24)[平5-20-5]。もつとも、902条の2では、 | 23/2 |
| 151 | 図表69下段     | <Xが指定された相続分に応じた債務の承継をした場合>  | <Xが指定された相続分に応じた債務の承継を承認した場合>   | 23/2 |